

## 遺伝情報の分析・活用のための施設の緊急整備（新規）

－低コスト多収イネ等新品種作出の加速化に向けて－

【3, 583百万円】

### 対策のポイント

バイオテクノロジーを活用した低コスト多収イネ等の農作物新品種作出の加速化を図るために、遺伝情報の分析・活用に関する取組を促進し、新たな需要の創出や地域産業の活性化を図る。

### （遺伝情報の分析・活用に関する取組の促進）

- ・現下の喫緊の課題である食料自給率の向上（コメの需要拡大を含む）、耕作放棄地の解消、さらにはエネルギー自給率の向上等の諸課題を短期間で解決するためには、バイオテクノロジーを活用した新品種作出が不可欠です。
- ・関連する研究開発を加速するため、①各地の在来品種等多様な遺伝資源・遺伝情報の迅速な分析及び②これらを活用した新品種の作出を促進するための施策を講じます。

### 政策目標

- 低コスト多収イネやバイオエタノール産出用の多収イネ等の新品種を早急に開発

### <内容>

#### 1. 超高速遺伝子解析拠点の整備

地域のニーズに即したきめ細かい農作物育種（テーラーメイド育種）を実現するため、農業生物のゲノム解読の加速化と品種開発期間の短縮を推進する観点から、遺伝子配列を高速で解読する次世代シーケンサー施設を整備します。

（事業実施主体：独立行政法人農業生物資源研究所）

#### 2. 遺伝子組換え農作物開発拠点の整備

低コスト多収イネ、バイオエタノール産出用の多収イネ等の遺伝子組換え農作物の早期の実用化を推進する観点から、それらを新品種として育成するための研究に不可欠な隔離温室、特定網室等からなる開発拠点を整備します。

（事業実施主体：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

（03-3502-7435(直)）]

## 動物検疫係留施設環境対策整備事業費（新規）

【557百万円】

### 対策のポイント

地球環境問題が国民の高い関心を集める中、動物検疫を一層的確に実施する体制を緊急に整備するため、動物検疫所の環境対策機能を強化し、低炭素社会の実現や地域の環境保全に貢献します。

#### （動物検疫について）

海外から輸入される牛、豚等の家畜は、家畜の伝染性疾病の国内への侵入防止のため、動物検疫所で一定期間係留して検査を行う必要があります。

適切な係留検査を実施する上で、輸入家畜の畜糞及び殺処分家畜等を円滑に処理することは必要不可欠であり、そのためには、係留施設周囲に増加する住宅、商業施設及び工場等への悪臭・煤煙対策、地球温暖化防止への貢献の観点から、より一層環境に配慮した処理を推進することが急務となっています。

### 政策目標

「動物検疫所の環境対策の強化及び家畜の伝染性疾病の侵入防止の一層の強化による畜産振興・食の安全確保及び地球環境保全への貢献」

#### <内容>

海外からの家畜の伝染性疾病の侵入防止の一層の強化や円滑な係留検査を実施するため、①温室効果ガスの排出削減、②悪臭・煤煙・汚水対策、③有害物質の有効処理が可能となる畜糞乾燥施設及び炭化処理施設を整備し、食の安全を確保するとともに、低炭素社会の実現、地域の環境保全に貢献します。

#### <事業実施主体>

動物検疫所

[担当課：消費・安全局 動物衛生課 (03) 3502-8295 (直通)]

## 森林吸収源対策をはじめとする森林の整備・保全の推進 —森林整備事業・治山事業（公共）—

【100,000百万円】

### 対策のポイント

森林吸収目標達成のための追加的な間伐、木材の搬出コストの低減等に必要  
な路網整備や、集中豪雨、地震等により発生した集落周辺の荒廃地等にお  
ける治山施設の設置等を実施します。

#### （森林吸収源対策を取り巻く現状）

- ・森林吸収目標1300万炭素トンの達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、  
地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。

#### （我が国の山地災害の発生状況等）

- ・山地災害発生箇所数 約3,600箇所/年（平成15～19年における平均値）
- ・「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表）」では、  
地球温暖化の進行により「強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高く、洪水の危険性  
を増加させる。」とされており、山地災害の発生リスクの増加が懸念されています。

### 政策目標

#### 森林整備事業

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施。
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくり  
を推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における  
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

#### 治山事業

- 山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

#### <内容>

##### 1. 森林整備事業

森林吸収目標達成のための間伐等を更に積極的に進めるとともに、間伐材をはじめ  
とする木材の搬出コストの低減等に不可欠な路網等の開設・改良等を実施し、森林吸  
収目標の達成と林業・木材産業の振興等を通じた雇用機会の創出と山村地域の活性化  
を図ります。

【森林整備事業（公共） 79,000百万円】

##### 2. 治山事業

集中豪雨、地震、台風等により発生した集落周辺の荒廃地等において、治山施設の  
設置や機能の低下した保安林の整備を実施し、地域の安全・安心の確保を図るととも  
に、雇用の創出や森林吸収目標の達成にも寄与します。

【治山事業（公共） 21,000百万円】

※ 今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

【担当課：林野庁計画課（03-3501-3842（直））】

森林整備加速化・林業再生事業（新規）  
（緑の産業再生プロジェクト）

【123, 844百万円】

対策のポイント

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。
- ・この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。
- ・同時に、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材の安定供給維持のためのシステムを構築することが必要です。
- ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐の推進を図ります。
- ② 間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

<内容>

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備（定額助成）、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
- ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

<補助率>

定額、1/2等（都道府県に基金を造成）

※ 定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乘せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられます。

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会

※ 個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

担当課：林野庁	計	画	課	(03-6744-2300	(直))		
	経	営	課	(03-3502-8055	(直))		
	木	材	産	業	課	(03-3502-8062	(直))
	木	材	利	用	課	(03-6744-2297	(直))
	整	備	課	(03-6744-2303	(直))		

## 花粉の少ない森林づくり対策事業

【9, 986百万円】

### 対策のポイント

- ①花粉発生源対策の加速化を図るため、首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替えを促進します。
- ②事業実施箇所の立木買取、伐採、販売等を行う森林組合等に対するセーフティネットを構築し、積極的に事業を取り組める環境を整備します。
- ③伐採跡地への少花粉スギや広葉樹等の植栽を促進します。
- ④優良苗木の生産や低コスト造林の推進に対する支援を行います。

- ・平成19年8月に策定した「今後の花粉発生源対策の推進方策について」においては、花粉症患者の多い首都圏等への花粉量に与える影響が「非常に強い」スギ林を主体に対策の重点化を図ることが効果的としています。
- ・昨今の景気の後退に伴い、花粉発生源対策としての伐採や植替えが停滞しており、取組を加速化させることが必要です。

### 政策目標

首都圏近郊等における花粉の多いスギについて、平成23年度末までに300万本の伐採・植替えを促進

#### <内容>

首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替えを促進するための取組や、優良苗木の生産、低コスト造林の推進等を支援します。

#### 1. 花粉発生源スギ林伐採・植替え協力森林の確保

森林組合等が行う森林所有者に対する協力森林確保のための呼びかけ、立木買取や少花粉スギ等の苗木に係る説明会開催や個別訪問を支援します。また、協力森林についての立木評価の実施を支援します。

#### 2. 立木の買取・伐採・販売

協力森林の立木買取や伐採、販売等を行う森林組合等が積極的に事業に取り組めるよう、これらの経費について、販売金額で賄えない場合に支援するためのセーフティネットを構築します。

#### 3. 広葉樹林、少花粉スギ展示林の造成等

協力森林の伐採跡地等において森林組合等が行う広葉樹等の植栽や天然更新補助等に要する経費を支援します。また、森林組合等が行う少花粉スギ展示林の造成等を支援します。

#### 4. 優良苗木の生産や低コスト造林等の推進

苗木生産業者等が行う母樹林の造成・整備、先駆的苗木生産等及び民間団体等が生産性向上のために行う技術指導等を行うための経費を支援します。また、民間団体が低コスト造林など人工林施業に係る先駆的な取組を行う経費を支援します。

#### <補助率>

定額

#### <事業実施主体>

民間団体

〔担当課：林野庁 研究・保全課（03-3501-3845（直））  
整備課（03-3591-5893（直））〕

## 緑の雇用対策

【4, 990百万円】

### 対策のポイント

雇用情勢の一層の悪化が懸念されるなか、雇用の受け皿として期待されている森林・林業分野において「森林の緊急雇用」を実施するとともに、「トライアル雇用」による林業就業者の着実な定着を図るため、「緑の雇用」を拡充します。

#### (林業における求人・求職等の現状)

- ・新規的林業就業者数は、緑の雇用導入により増加しています。  
(H6～H14：年平均2千人程度→H15～H19：年平均3千2百人程度)
- ・雇用情勢が悪化する中、森林・林業分野に対する雇用の受け皿としての期待が更に高まっています。  
(森林の仕事ガイダンス相談者数：延べ3,431人(H19)→延べ6,133人(H20))
- ・林業事業者の求人数も増加しています。
- ・しかしながら、作業がきつい、地域に溶け込めない等の理由で、採用してもすぐに辞める求職者もいるため、次の採用に慎重になっている事業者もあります。

### 政策目標

4,000人分の緊急的な雇用を確保するとともに、林業就業者の着実な定着を図ります。

#### <内容>

緑の雇用対策について、主に以下のような拡充を行います。

#### 1. トライアル雇用への支援

林業事業者が、都市部等の求職者を積極的に採用できるよう、求職者に未利用材の搬出や資材運搬、歩道整備等に従事してもらい、林業の作業実態や就労条件等の理解を図るための3ヶ月程度のトライアル雇用に必要な経費（研修費（日額8千円/人）、山村等への転居者の住宅手当等）を助成します。

#### 2. 森林の緊急雇用対策（里山等再生プロジェクト）

地方公共団体や森林組合等からなる協議会が実施する里山、森林公園、登山道等における境界・歩道の刈払い、侵入竹の除去、修景作業などの森林内での簡易な維持管理作業、鳥獣被害防護柵の設置、森林病虫害の防除、森林調査等に係る臨時雇用に要する経費（日額8千円/人等）を、これらの協議会に対して支援します。

#### <補助率>

定額

#### <事業実施主体>

全国森林組合連合会

担当課：林野庁 経営課（03-3502-1629（直））  
計画課（03-6744-2300（直））  
研究・保全課（03-3502-1063（直））

## 森林整備地域活動支援交付金

【3,125百万円】

### 対策のポイント

森林所有者等が気象害等による森林被害状況等を確認するのに必要な支援を行うとともに森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の明確化に対する支援を緊急に実施します。

- ・森林整備を適時適切に実施するためには森林の現況を適宜把握することが不可欠です。
- ・しかし、森林所有者等の意欲の低下等により、気象害などによる森林被害の状況が適切に把握されていないケースが増えています。森林被害を含めた森林の現況を緊急に確認することにより、森林整備の必要性を改めて認識していただき、間伐等の施業につなげていく必要があります。
- ・さらに、森林所有者の高齢化等により情報が失われることで、境界が不明になりつつあることから緊急に対応することが必要です。

### 政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の推進を図り、森林の有する多面的機能を発揮

#### <内容>

##### 1. 森林の被害状況等確認への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う気象害などによる森林の被害状況等を把握する「森林の被害状況等確認」について、市町村により適切に被害状況等を把握していると認められた場合、1ha当たり10,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

##### 2. 境界の明確化への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う施業の実施に必要な「境界の明確化」のための活動に対して、境界の明確化がなされた区域について、市町村により適切に境界を区分していると認められた場合、1ha当たり20,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

#### <交付率>

定額

#### <事業実施主体>

市町村

[担当課：林野庁企画課（03-3593-6115（直））]

## 住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業

【530百万円】

### 対策のポイント

国産材を使った住宅づくりについて、相談窓口や情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」の機能強化、住宅生産者側への国産材利用の働きかけ、モデル住宅の展示等による国産材住宅の普及推進等に取り組むことによつて、住宅需要と国産材の供給のマッチングを図り、住宅分野における国産材需要拡大を推進する。

### (国産材住宅をめぐる現状)

- ・ 内閣府世論調査（平成19年度）によると、仮に、今後住宅を建てたり、買ったりする場合、木造住宅を希望する者が全体の約8割にのぼり、このうち、約3分の1の者が国産材が用いられていることを重視。
- ・ 住宅（在来工法）における国産材使用割合は現状で約3割（平成17年）と低位。
- ・ 新設住宅着工戸数は、近年、年間120万戸前後で推移していたが、平成20年度は世界的な金融不安等による住宅投資の冷え込みにより、約87万戸（平成20年2月期の季節調整済年率換算）と近年にない落ち込みが予想されている。また、木造住宅は近年、年間54万戸程度で推移していたが、平成19年度には約51万戸に減少。

### 政策目標

- 住宅（在来工法）における国産材使用割合の拡大  
平成17年 約3割 → 平成27年 約6割

### <内容>

#### (1) 国産材住宅づくり普及支援

情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」上の登録工務店等の情報量の拡大、住宅ローン返済シミュレーション等のコンテンツの充実、各地域の国産材住宅づくり相談員のスキルアップ、工務店等の住宅生産者に対する木材利用の拡大のためのサポートを行う民間団体に対して、これら事業の実施にかかる経費を助成します。

#### (2) 住宅展示窓口支援

国産材を使った住宅展示による普及窓口を設置する都道府県協議会等に対して、その整備のための部材費用及び住宅展示を核とした普及活動について支援します。

### <補助率>

定額

### <事業実施主体>

- (1) 民間団体
- (2) 都道府県協議会等

[担当課：林野庁木材産業課（03-6744-2295（直））]

## 独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金

【3, 436百万円】

### 対策のポイント

- ・地球温暖化による環境変動が森林植生に及ぼす影響を予測・評価するための人工気象実験棟改修等を実施します。

### (独立行政法人森林総合研究所の業務)

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の実施。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等の実施。

### 政策目標

- 森林の温暖化影響予測をはじめとする地球温暖化対策に向けた研究を加速化します。
- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。

### <内容>

地球温暖化防止のための研究施設や太陽光発電施設の整備等を早急に実施します。

### <補助率>

定額

### <事業実施主体>

独立行政法人森林総合研究所

[担当課：林野庁研究・保全課（03-6744-2312（直））]

**林業経営支援対策事業**  
(農林漁業信用基金出資金・林業信用保証事業交付金)

【7,762百万円】

**対策のポイント**

間伐の実施や間伐材の利用促進等のための資金、木材安定供給体制の維持等に係る資金を林業者・木材産業者が円滑に調達できるよう、(独)農林漁業信用基金の無担保保証枠を拡大するための出資を行います。

また、(独)農林漁業信用基金の代位弁済が急増する中で、保証料を据え置き、林業者・木材産業者の負担軽減を図るため、交付金を交付します。

**(林業・木材産業信用保証の現状)**

- ・平成19年度の保証実績は件数は1,776件であり、保証引受額は398億円です。
- ・一般保証の保証の範囲は80%であり、無担保の限度額は3,000万円です。
- ・保証限度額は個人の場合1億円、会社の場合2億円、組合の場合4億円です。

**政策目標**

林業者・木材産業者の円滑な資金調達のためのセーフティネットの充実

**<内容>**

**1. 間伐の実施や利用の促進等に必要な資金の円滑化のための支援**

間伐の実施、間伐材や地域材の利用促進、木材の安定供給等に必要となる資金調達の円滑化を図るため、(独)農林漁業信用基金において無担保保証枠を拡大(246億円)するため、政府から(独)農林漁業信用基金に対して出資します。

**2. 保証利用者の負担を軽減するための支援**

林業・木材産業においても倒産が増加し、(独)農林漁業信用基金の代位弁済額が急増する中で、林業者・木材産業者の負担がこれ以上増えないよう、保証料率を現行の水準に維持するための交付金を(独)農林漁業信用基金に対して交付します。

**<交付・出資先>**

独立行政法人農林漁業信用基金

**<平成21年度要求額>**

- (1) 出資金 4,917百万円
- (2) 交付金 2,845百万円

[担当課:林野庁企画課(03-3502-8037(直))]

## 水産基盤整備事業（公共）

【33,297百万円】

### 対策のポイント

水産資源回復のための漁場環境の保全、水産物の安定供給・衛生管理の高度化・漁港の安全対策のための漁港整備、漁村の生活環境を改善するための集落排水施設の整備等を実施し、安全で活力のある漁村を創出し、水産業を活性化します。

#### （水産業をめぐる状況）

- ・水産資源の多くが低位水準と評価されている中、安全な水産物の安定供給を図るためには、我が国周辺水域の生産基盤や流通機能の強化が必要です。
- ・漁村は、概して地震・津波等の災害に対してぜい弱な面を有しており、また、集落排水施設等の生活環境施設の整備が立ち後れています。

### 政策目標

平成23年度までに漁場整備により水産物を概ね14.5万トン増産  
平成23年度までに高度に衛生管理される水産物の出荷割合を23%から概ね50%に、陸揚げ岸壁が耐震化される漁港の割合を9%から概ね40%に向上  
平成23年度までに防災機能の強化が講じられる漁村の普及率を21%から概ね30%に、漁業集落排水処理普及率を35%から概ね60%に向上

#### <内容>

##### 水産基盤整備事業

1. 我が国周辺の漁業生産力の向上を図るため、国の直轄事業により排他的経済水域において漁場の整備を実施するほか、地方公共団体が行う藻場・干潟の整備など、漁場環境の保全に資する整備に要する費用の一部を助成します。
2. 台風や大型低気圧等に対する漁港の安全対策、水産物の安定供給の確保や衛生管理の高度化を図るため、国の直轄事業により北海道の拠点的な漁港において漁港施設の整備を実施するほか、地方公共団体が行う漁港施設等の整備に要する費用の一部を助成します。
3. 快適で安全な漁村を創出するため、地方公共団体が行う漁村における防災施設や生活環境施設等の整備に要する費用の一部を助成します。

※ 今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

[担当課：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

## 海岸事業（公共）

【807百万円】

### 対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを目的として、海岸保全施設を整備します。

### （海岸保全の現状）

我が国は、台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波の来襲による海岸災害が頻発しています。また、海岸侵食も全国的に顕在化してきています。

### 政策目標

漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮  
津波・高潮等による災害から一定水準以下の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

### <内容>

#### 1. 海岸保全施設整備事業

- (1) 高潮対策： 国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪による浸水災害から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良を行います。
- (2) 侵食対策： 国民経済上及び民生安定上重要な地域を波浪による海岸の侵食等から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良を行います。
- (3) 耐震対策： 地震発生後の津波・高潮災害を未然に防ぐため、海岸保全施設の緊急的な耐震対策を行います。
- (4) 老朽化対策： 海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化を図るため、老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に行います。

#### 2. 海岸環境整備事業

国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、併せて快適な海岸利用の向上に資するための施設整備等を行います。

#### 3. 津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。

[担当課：水産庁防災漁村課（03-3502-5304（直））]

## 資源回復・漁場生産力強化事業（新規）

【12, 456百万円】

### 対策のポイント

輪番休漁の活用等により漁業者グループが行う資源回復に寄与する藻場・干潟の整備や海岸清掃等の取組を支援し、資源回復・漁場生産力の向上を図るとともに、地域住民等の参加による雇用創出に寄与します。

### 政策目標

低位水準にとどまっている水産資源の回復管理の推進

#### <内容>

##### ○資源回復・漁場生産力の向上を図る活動の推進

輪番休漁の活用等により漁業者グループが行う藻場・干潟の維持・管理や海岸清掃等の取組を支援し、陸上・海上を通じた資源回復・漁場生産力の向上のための活動を推進します。

##### 1. 対象者

漁場保全活動や資源回復等に取り組む漁業者グループ（漁協の活動エリアを対象とする取組を行う任意組織を想定）

##### 2. 助成対象活動

- (1) 陸上活動：海岸清掃、種苗放流、植樹・魚付き林の整備
- (2) 海上活動：藻場・干潟の整備、海底清掃、産卵場・育成場の整備、漁場監視等

##### 3. 助成内容

- (1) 人件費、船舶借料：定額
- (2) その他の活動経費：1/2相当

##### 4. 助成要件

以下のいずれかの目標を掲げた計画を策定し、漁場生産力の向上に資するものとして認定委員会の認定を受けることが必要。

- (1) 漁業の燃油使用量の削減（10%以上の削減）
- (2) 漁場生産力3%以上の向上
- (3) 漁業者以外の者を5人以上参加させる取組

##### ○漁場堆積物の発生源の究明

漁場堆積物が漁業操業に影響を及ぼしている海域での堆積物の発生源等の究明活動を行います。

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：水産庁漁場資源課（03-6744-2382（直））]

## 漁場機能維持管理事業（新規）

【12,420百万円】

### 対策のポイント

外国漁船の操業により影響を受けている漁業者が、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援します。

これにより、資源の回復を着実に実現するとともに、漁場生産力の回復・維持及び操業機会の拡大を図ります。

### 政策目標

低位水準にとどまっている水産資源の回復管理の推進

#### <内容>

1. 漁業者団体が、漁船を用いて洋上における外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して、当該作業に係る経費等を助成します。
2. 外国漁船の投棄漁具等の回収を効率的に実施するため、外国漁船の操業により影響を受けている漁業者がグループを作り、操業の合間において日々刻々と変化する外国漁船による漁具設置状況を計画に基づき効率的に把握する取組に対して、当該操業に係る経費の一部を助成します。
3. 外国漁船の投棄漁具等の回収を効率的に実施するため、外国漁船の操業により影響を受けている漁業者が外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して、漁業共済掛金の一部を助成することにより、当該漁業者の漁業再生産の確保及び漁業経営の安定を図ります。
4. 外国漁船の操業により漁場生産力が低下している水域において、資源回復計画に基づく再編整備等支援事業により休漁等の取組を行う漁業者に対して助成します。

【補助率：定額、定率】

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：水産庁資源管理部沿岸沖合課(03-6744-2393(直))]

## 漁業担い手確保・育成緊急対策事業

【2, 432百万円】

### 対策のポイント

地域の雇用情勢が特に厳しい中で、漁業への就業を希望する者への支援を通じて、地域漁業の担い手を確保・育成します。

#### (漁業の担い手に関する状況)

- ・地域経済が景気減速の影響を強く受け特に厳しい雇用情勢にある中で、早急に雇用対策を講じる必要があります。
- ・漁業就業者は、この10年間で3割減少し20万人まで減少しています。漁業就業者の高齢化も進行しており、65歳以上の占める割合が約1/3となっています。
- ・将来にわたる水産物の安定的な供給を図るには、漁業への就業促進等により地域漁業の将来を担う人材を確保・育成することが急務となっています。

### 政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立  
新規漁業就業者の確保（毎年度1,500人）  
漁業経営改善計画の認定者数の確保

#### <内容>

漁業就業に意欲のある地域の若者等の沿岸漁業への就業を促進するとともに、地域漁業への異業種参入を促進するため、以下の施策を講じ、地域の雇用対策を推進します。なお、2の演習船の整備については、強い水産業づくり交付金で助成します。

#### 1. 新規就業者対策事業

- (1) 各地域における就業相談窓口の強化及び就業情報の提供
- (2) 地域の学生等を対象とした沿岸漁業体験活動等の機会の提供
- (3) 地域の就業準備講習会や就業相談会の開催
- (4) 沿岸漁業の漁業種類に応じた現場での長期研修の実施
- (5) 演習船を活用した沿岸漁業での独立支援の実施
- (6) 沿岸漁業の長期研修により転居を伴う研修生に係る住居費等の支援
- (7) 沿岸漁業に必要な経理・税務等の技術の習得への支援

#### 2. 地域漁業就業構造改善事業

地域の漁業就業構造の改善を図るため、新規就業者の定着に必要な漁協等による演習船の整備を支援。

### 3. ビジネス連携支援事業

漁業への新規参入を促進する観点から、以下のビジネスプランを事業化する場合に、その事業費の一部を支援。

- (1) 水産資源を利用した新たな事業の創出等によって、水産業分野での雇用創出に特に資するタイプのもの
- (2) 未利用魚の活用、地産地消の推進、学校給食での活用等により地域水産資源の需要拡大に特に資するタイプのもの
- (3) 沿岸漁業地域の異業種が中心となって実施するビジネス連携等によって地域経済の活性化に特に資するタイプのもの
- (4) 離島等の条件不利地域、農商工連携法の認定地区等の地域を挙げて地域経営資源の活用を図る地域において行われるタイプのもの

【補助率：定額、1/2、6/10、2/3】

【事業実施主体：民間団体等】

[ 担当課：水産庁企画課 (03-6744-2340 (直)) ]

## 漁業構造改革総合対策事業

【19,861百万円】

### 対策のポイント

将来にわたり水産物の安定供給を担う漁業・養殖業を確立するため、一層の省エネ・省人化や付加価値の向上等により収益性の高い操業・生産体制への転換を促進し、国際競争力があり、厳しい経営環境の下でも操業・生産可能な経営への転換を図ります。

#### (背景)

- ・我が国の漁業は、産地市場の価格の低迷、燃油や資材価格の高騰によるコストの増大及び国際規制の強化等の中で、生産構造の脆弱化、収益力の低下が進行しています。
- ・養殖業においては、魚価の低迷に加え、えさ代などの生産コストが上昇する中、昨秋以降の急激な円高や世界的な不況により、経営環境が悪化しています。

### 政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立  
漁業経営改善計画の認定者数の確保  
養殖生産量の確保・水産物の安定供給

#### <内容>

##### 1. もうかる漁業創設支援事業

生産者、流通・加工業者及び地方公共団体が一体となって策定した地域の漁業・養殖業の改革計画に基づき、

- (1) 漁業については、改革型漁船や高度な品質管理手法の導入等の取組
- (2) 養殖業については、養成期間の長期化や配合飼料のみの使用によるコスト削減等の取組

により、収益性向上の実証事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、養殖用施設の借上げ費、資材費及びえさ代等）について、3年を上限に支援します。

##### 2. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業のうち地域プロジェクト運営事業

新たに地域プロジェクト協議会が養殖業についての改革計画を策定するために必要な支援や指導を行います。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

担当課：水産庁沿岸沖合課漁船漁業対策室 (03-3502-8469 (直))  
水産庁遠洋課 (03-6744-2364 (直))  
水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383 (直))

## 水産業緊急保証等事業（新規）

【10,000百万円】

### 対策のポイント

中小漁業者に対する支援のための緊急保証枠1,200億円を創設し、保証保険機関への大幅助成を行います。

また、認定漁業者に対し、漁船建造又は養殖用施設等に係る融資の利子助成措置を講じます。

これにより、中小漁業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、設備投資等を促進し、地域の雇用の維持・確保を図ります。

### 政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立  
漁業経営改善計画の認定者数の確保

### <内容>

#### 1. 漁業緊急保証対策事業

中小漁業者が漁業信用基金協会の保証を受ける場合の保証料を引き下げるための助成及び保証保険機関の代位弁済費用のほぼ全額（基本的に97%分）の助成を行います。

##### (1) 対象者

中小漁業者、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金

##### (2) 助成内容

中小漁業者が漁業信用基金協会の保証を受ける場合の保証料を助成。

漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金に対し、代位弁済時の経費を助成。

1者当りの保証限度額：2億8千万円（うち無担保8千万円）

保証料：全資金0.8%以下

#### 2. 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業

認定漁業者が日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借り受ける際に、支払い完了までの間、利子の最大2%分の助成を行います。

##### (1) 対象者

漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者

##### (2) 助成内容

漁船又は養殖施設等の整備を行う認定漁業者に対し、貸付けを受ける際の利子を助成。

##### (3) 対象資金及び助成限度額（※）

公庫資金（ただし、漁船関係資金に限る。）：1億円まで

漁業近代化資金のうち、第1号～第4号資金

20t以上の船：5千万円まで

上記以外：1千万円まで

※ 国の補助金（交付金を含む。）の交付決定等を受けている場合は対象外となります。

[担当課：水産庁漁政部水産経営課（03-3502-8418（直））]

## 国産水産物流通促進特別対策事業

【1, 233百万円】

### 対策のポイント

生産者と消費者の連携、地域の関連産業との連携による地産地消の取組等の推進により、国産水産物の新たな需要を創出し、漁業者手取りの向上、漁業経営の安定を図ります。

#### (背景)

- ・国産水産物の消費拡大を図るためには、学校給食など大きな需要が期待される分野における地産地消の取組等を進めることが重要です。
- ・こうした分野での食材については、計画的な納入や、保管・流通・調理の利便性が高い半製品であることが求められ、そうしたニーズへの的確な対応が必要です。

### 政策目標

水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

#### <内容>

学校給食等向けに国産水産物を供給し、地産地消による消費拡大を推進

漁業者団体が、漁業者から国産水産物を買取り、当該地域の学校給食、社員食堂等向けに食材として供給しようとするなど、地産地消による消費拡大を図ろうとする場合に、国産水産物の買取代金金利、保管経費、加工経費等を助成します。

【補助率：2/3】

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：水産庁加工流通課(03-6744-2349(直))]

## 強い水産業づくり交付金

【2, 896百万円】

### 対策のポイント

燃油価格の変動、魚価の低迷、就業者の高齢化等の水産業を取り巻く厳しい情勢及び最近の深刻な景気悪化を踏まえ、地域が実施する水産業関連施設等の整備について追加的な支援措置を講じます。

### 政策目標

漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮  
安全で活力ある漁村づくり

## 1. 追加支援の内容

### (1) 離島における施設整備

燃油の流通合理化を進めるための燃油タンク等の整備、その他の水産業施設の整備に係る交付率を高めて支援を強化します。

### (2) 低コストで効果を発現する施設整備

既存の水産業関連施設の長寿命化、省エネ化、省人化、施設規模の適正化を新たに交付対象とし、施設整備のコスト削減を推進します。

### (3) 沿岸の小規模漁場造成

漁獲規制と種苗放流調査との組み合わせによる効果的な小規模漁場の造成を支援し、定着性水産動植物等の生産増大と沿岸漁業者の経営改善を図ります。

### (4) 漁家経営の多角化等

漁家経営の安定化、地域の就業機会の創出を図るため、漁家経営の多角化等に必要直販施設等の施設整備を新たに支援します。

## 2. 交付金の要件

(1) 事業主体：都道府県、市町村、漁協等

(2) 対象施設：共同利用施設等

(3) 交付率：原則1/2（離島6/10\*、沖縄2/3）

\*離島の燃油供給施設については交付率3/4

担当課：水産庁防災漁村課（03-6744-2391（直））  
水産庁栽培養殖課（03-3502-0895（直））  
水産庁加工流通課（03-6744-2350（直））

## 独立行政法人水産総合研究センター施設整備

【2,700百万円】

### 対策のポイント

独立行政法人水産総合研究センターにおいて、厳しい経済環境下にある水産業の発展基盤となる技術開発を加速化するとともに、太陽光発電の導入など環境にも配慮した施設整備を実施します。

(独立行政法人水産総合研究センターとは)

独立行政法人水産総合研究センターは、水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的として設立された独立行政法人です。

### 政策目標

水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

### <内容>

太陽光発電の導入など環境にも配慮しつつ、漁業・養殖業の競争力強化等を図るため必要な技術開発に係る施設を早急に整備します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：独立行政法人】

[ 担当課：水産庁研究指導課 (03-6744-2370 (直)) ]